「しつけ」と「虐待」は違います

～あなたの「もしや？」が子どもを救う～

平成 18 年度児童虐待防止推進月間標語

11 月は
児童虐待防止推進月間

具体的な虐待行為

身体的虐待

- 殴る、ける、首をしめる
- あざ、骨折、火傷など身体に外傷を生じるような暴行を加える
- しばりつける、外に締め出す など

心理的虐待

- ひどい言葉で子どもを傷つける
- 極端に無視したり拒否的な態度をとる
- ほかの兄弟と極端に差別する
- 子どもの目の前で配偶者や家族に対し暴力を振るう など

放置や養育の拒否（ネグレクト）

- 重大な病気でも病院に連れて行かない
- 乳幼児を家や車に放置する
- 食べ物やミルクを与えない、風呂に入れない、下着など長期間ひどく不潔にする など

性的虐待

- 子どもへの性交や性的行為の強要
- 性器や性交を見せる など

＊子どもを道連れにする親子心中も子どもの意思に関係なく命が奪われるため虐待です。

今般、虐待により子どもの命が奪われるなど、重大な児童虐待事件が後を絶たず、虐待問題は社会全体で早急に取り組まなければならない課題となっています。

市では、関係機関との連携を図り、虐待を受けている子どもの早期発見や適切な保護などを行うための「要保護児童対策地域協議会」を設立するなど、児童虐待の防止に取り組んでいます。

11月は児童虐待防止月間です。皆さんも、ネットワークの一員だという意識を持って、地域の子どもたちを見守ってください。

問　子ども家庭課　☎23-6048

児童虐待とは？

子どもを養育する親などが、子どもの面倒を見なかったり暴力を振るったり、ひどい言葉で子どもを傷つけたりすることなどをいいます。これらの行為は、子どもの健やかな心身の成長や人格形成に重大な影響を与え、基本的人権を侵害するものです。幼少期に虐待を受けて育つと、虐待が次の世代に受け継がれることもあり、早期に発見し対応することが緊急の課題となっています。

大崎市の状況

平成十八年度上半期に、子ども家庭課及び各総合支所保健福祉課への相談から見た要保護児童数は百九十八人です。地域別で見ると古川地域が全体の過半数を占め、次いで鹿島台地域が多くなっています（左図①）。性別では男児が百十一人で全体の五十六パーセント、女児が八十七人の四十四パーセントで、男児が女児を上回っています。年齢別では七歳児が最も多く、次いで四歳、十一歳の順となっています（左図③）。また、区分別では放置や養育の拒否（ネグレクト）が七十四件と多く、次いで身体的虐待の三十五件となっています（左図②）。

平成 18 年度上半期
（18 年 4 月～ 9 月）
大崎市要保護児童数と割合
＊要保護児童：
虐待を受けている児童及び非行児童

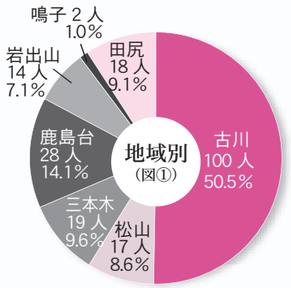

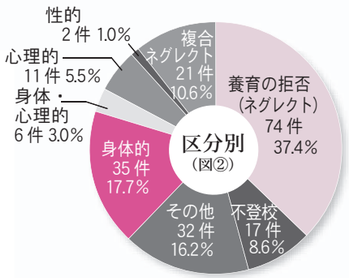

年齢別（図③）

年齢	男	女	計	年齢	男	女	計
0	2	3	5	10	5	4	9
1	4	6	10	11	11	5	16
2	7	7	14	12	10	3	13
3	9	5	14	13	5	6	11
4	6	10	16	14	7	4	11
5	5	8	13	15	3	0	3
6	9	6	15	16	1	0	1
7	16	11	27	17	0	0	0
8	5	4	9	18	1	1	2
9	5	4	9	計	111	87	198

最初の気付きが大切です

児童虐待は、対応策や親への支援が無い限り進行し、軽度のものから重度へ、そして最悪の場合は子どもの死につながります。さらに結果として、心身に後遺症を残すことも少なくありません。後遺症は、虐待を受けた時期（年齢）、期間、種類、程度に大きく依存しています。

そのため、虐待の疑いも含め、できるだけ早期の段階からの対応が必要です。しかし、親子の態度や行動から「何か変だな」と思っても、それが虐待によることを証拠立てることは困難です。親に問いただしても「他人は口出ししないで」、「たたくのはしつけです」などと否定されてしまいます。

児童虐待防止法では、虐待を受けた子どもだけでなく、虐待を受けた疑いのある子どもを発見した人も、速やかに連絡（通告）することが義務付けられています。地域の子どもは地域が守るという意識で、「虐待かもしれない」という敏感さを持ってください。

子どもを守るための五か条

①「おかしい」と感じたら迷わず連絡（通告）
～通告は義務＝権利です～
②「しつけのつもり…」は言い訳
～子どもの立場で判断しましょう～
③ひとりで抱え込まない
～あなたにできることから即実行～
④親の立場より子どもの立場
～子どもの命が優先です～
⑤虐待はあなたの周りでも起こりうる
～特別なことではありません～

市要保護児童対策地域協議会

市ではこの度、「大崎市要保護児童対策地域協議会」を設立しました。

この協議会は、子どもに関係の深い機関が連携・協力し合いながら、虐待を受けている子どもの早期発見や適正な保護、また、市民への啓発活動を進めていきます。

関係機関名　仙台法務局古川支局、古川警察署、鳴子警察署、大崎地域子どもセンター、大崎保健所、古川養護学校、大崎広域ほなみ園、大崎市、大崎市社会福祉事務所、大崎市教育委員会、大崎市民病院、大崎市医師会、大崎市歯科医師会、大崎市小学校校長会、大崎市中学校校長会、大崎地区私立幼稚園連合会、大崎保育研究会、大崎市認可外保育連絡協議会、古川人権擁護委員協議会、大崎市民生委員・児童委員会協議会、大崎市主任児童委員会

児童虐待（疑い）の相談・連絡先

子ども家庭課　☎㉓6048
総合支所保健福祉課
松山　☎㊺5020
三本木　☎㊷2114
鹿島台　☎㊻9029
岩出山　☎㉒1214
鳴子　☎㉜3131
田尻　☎㊽1155
大崎地域子どもセンター　☎㉒0030
＊この他、要保護児童対策協議会の関係機関や民生委員・児童委員、主任児童委員も相談（連絡）を受けます。

大崎市・大崎市要保護児童対策地域協議会
児童虐待の防止の講演会

日時　11 月 14 日㈫
午後 6 時 30 分～ 8 時
場所　パレットおおさき
テーマ「子どもへの虐待の早期発見と連携」
～子どものシグナルを見逃すな～
講師　宮城県子どもセンター所長（医学博士）
本間　博彰　氏
皆さんの参加をお待ちしています。
問　子ども家庭課　☎23-6048